

十誦律の結集記事の問題

井 上 博 文

1. 問題：現存広律の第一，第二結集記事についてこれまでも様々な検討がなされてきた。従来の研究においては，両結集記事の間の一致点に重点を置く研究がなされてきた。しかし，そのせいか，結集記事間の相違点についての検討は未だ十分にはなされていない。例えば，第二結集記事に関しては，十事の提起¹⁾に関して「諍事」を排除すべきとする立場の律（『パーリ律』・『四分律』・『五分律』）と，「悪法」を排除すべきとする立場の律（『根本説一切有部律雜事』以下『雜事』）と，両者の要素を内包する律（『十誦律』）の間に相違が存在する。この内，『十誦律』と『雜事』に注目すると，相違点が同系統の部派が伝えたと言われる律の間にも見られることが判明する。そこで本研究は同一系統である『十誦律』と『雜事』の第一結集記事に注目し，その相違点を明らかにする。またその相違点が生じた原因についても検討する。

2. 『十誦律』と鳩摩羅什：『十誦律』は，弗若多羅と鳩摩羅什（以下，羅什）の共訳ということになっているが，『高僧伝』の弗若多羅や曇摩流支の項によれば²⁾，弗若多羅が『十誦律』の梵本を口述し，羅什が訳したが，三分の二を訳したところで弗若多羅が死去したとある。その後，曇摩流支が引き継ぎ，同じく羅什と翻訳作業を進め，『十誦律』の訳をすべて終えたという（乃與什共譯十誦都畢）。しかし，羅什は文が煩雜で納得しなかった（什猶恨文煩未善）が，手直しをしないまま死去する。卑摩羅叉の項によれば，この時羅什が訳したのは五十八巻であった。その最後の一誦を卑摩羅叉が拡大し，六十一巻とした。この六十巻，六十一巻に両結集記事が記載されている。現時点で，羅什が訳したものの中に結集記事が含まれていたかどうかは不明である。したがって，卑摩羅叉が両結集記事を新たに付け足したのか，あるいは訳し直したのかも不明である。一方，羅什は『大智度論』も訳出している。そのため『大智度論』記載の声聞の結集（第一結集）記事は，確実に羅什が知っていたと言える³⁾。そしてこの記事は『十誦律』ではなく，『雜事』第一結集記事とほぼ一致する。そうすると羅什は，『雜事』と同等

(200)

十誦律の結集記事の問題（井 上）

の記事を知っていたことになる。以上から現行『十誦律』の両結集記事は羅什が知っていたものとは必ずしも言えない。

3. 『十誦律』第二結集記事について：『十誦律』第二結集記事は、断事人によって事態を收拾する点はパーリ律、『四分律』と同じである。パーリ律や『四分律』の記事の主題は十事によって生じた諍事の鎮圧である。断事人とは「滅諍健度」規定の滅諍者である。よってパーリ律、『四分律』の第二結集記事は「滅諍健度」に沿った手続きを取る。一方、『雜事』第二結集記事の主題は悪法滅除であり、断事人を出さず、滅諍と関連がない。悪法とは十事のことである。『十誦律』は、主題が『雜事』と同じ悪法滅除⁴⁾であるが、断事人（烏迦鳩羅）が選出される。その断事人が悪法を滅除をするのだが、『十誦律』「滅諍健度」部分には悪法滅除の規定はない。またその滅諍法では闍賴吒と烏迦鳩羅という二種の滅諍者が出される。もし『十誦律』第二結集記事が、当該律の「滅諍健度」を踏まえているなら、闍賴吒の滅諍から始める必要があるが、闍賴吒は出されない。これらから考えると、現行『十誦律』第二結集記事は、『十誦律』に沿ってできた記事ではないと言える。この観点から、以下では『十誦律』と『雜事』の第一結集記事を検討し、相違点を明らかにする。

4. 『十誦律』と『雜事』の第一結集記事：『十誦律』第一結集記事の構成は次のようになる。①仏般涅槃時の大迦葉一行—暴言比丘の登場—②仏の火葬と舍利分配による十塔建立（以上の場面は『涅槃經』の延長線上にある）③結集の呼びかけ④大迦葉が自ら阿難を指名⑤結集場所を王舎城に決定⑥律を集める⑦經とアビダルマを集める⑧阿難の罪⑨微細戒の議論回避

次に『雜事』第一結集記事の構成を挙げる。『雜事』結集記事は卷三十九に記載されるが、卷三十八までは『涅槃經』部分で、その続きからという設定である。ここで大迦葉一行の動向は特に記されず、回想場面もない。

①舎利の分配②結集の決意—結集の動機—③牛主比丘の後追い般涅槃と大迦葉による後追いの禁止令④結集場所をマガダ国に定める⑤大迦葉が学地にある阿難を行水人に指名⑥大迦葉と阿闍世王の対話⑦阿難の罪⑧阿難、阿羅漢になり衆に戻る⑨結集開始—經から集める—⑩律を集める

以上が『十誦律』と『雜事』の第一結集記事の構成である。一見してわかるように両者の構成は異なる。ここで着目する相違点は次の三点である。

1. 結集の動機 2. 阿難の指名方法 3. 阿難の罪

これらはどの結集記事にも見られる。特に結集の動機は、各記事の立場を示す

ものである。以下でこれらの項目について検討する。

5. 結集の動機：『十誦律』の結集の動機は、パーリ律や『四分律』と同様、暴言比丘の出現である。まずは上記『十誦律』①に相当する冒頭箇所である。ここで大迦葉一行はまだ波婆城から拘尸城に向かおうと二城の中間にいた⁵⁾という時間設定で始まる。そこで拘尸城から来た一梵志に仏の般涅槃を聞かされる。そして暴言比丘が出る。

【資料1】爾時有一愚癡不善不及老比丘。發此惡言。彼長老常言。應當行是不應行是。我今快得自在。所欲便作。不欲便止。如是麤言。唯迦葉獨聞。餘無知者。是諸天神力所隱蔽故。（大正 23, pp.445c-446a）

この後上記『十誦律』②を経て③結集の呼びかけに至る。ここで今度は大迦葉の回想の場面として、暴言比丘の話題を結集の動機として再出している（大正 23, p.447a-b）。しかし、『雜事』の結集の動機は、暴言比丘は全く関与しない。

【資料2】爾時釋迦如來生在釋種。於摩揭陀國成等正覺。婆羅痾斯轉妙法輪。拘尸那城壯士生地而取滅度。尊者舍利子。與大苾芻衆八萬人同入涅槃。尊者大目連。與七萬苾芻亦入涅槃。世尊與一萬八千苾芻亦般涅槃。時有多劫長壽諸天。見佛涅槃情懷悲感。又見諸聖悉皆滅度遂生譏議。世尊所說蘇怛羅毘奈耶摩室里迦。正真法藏皆不結集。豈令正教成灰燼耶。時大迦攝波知彼天意。告諸苾芻汝等當知。具壽舍利子具壽大目連。各與衆多大苾芻衆。不忍見佛入大涅槃。並悉於前已歸圓寂。而今世尊復與一萬八千苾芻同般涅槃。然有無量劫長壽諸天。皆起歎惜復生譏議。何不結集三藏聖教。豈令如來甚深妙法成灰燼耶。咸皆報知可共結集斯為大事。衆皆言善我等隨作。（大正 24, p.402c）

以上の『雜事』の記述は、仏の般涅槃の前に舍利弗、目連がすでに般涅槃に入っており、天が仏の般涅槃を見て大迦葉に結集を勧めている。この事でもって大迦葉が結集を決意している。『十誦律』とは明らかに結集の動機が異なる⁶⁾。

6. 阿難の指名方法：大迦葉は阿難と不和で、結集参加を認めていなかったとする指摘もある⁷⁾。しかし『十誦律』第一結集記事においては、大迦葉が阿難を自ら指名する。大迦葉は結集に参加する四百九十九人を選んだ後阿難を選ぶ。

【資料3】爾時長老阿難在僧中。長老迦葉思惟。是阿難好善學人。佛說阿難於多聞人中第一。我等今當使阿難作集法人。（大正 23, p.447b）

阿難は仏般涅槃時には阿羅漢ではなく、第一結集時に阿羅漢になったとする記述は『十誦律』以外の律の第一結集記事に見られる。そして『十誦律』のみ、阿難を学人として結集に参加させることを述べている。

【資料4】即時作是念。佛讚阿難比丘。於諸多聞比丘中最第一。持一切修妒路一切阿毘曇。迦葉思惟竟。僧中唱。大德僧聽。是阿難比丘好善學人。佛常讚阿難比丘。於諸多聞中最

(202)

十誦律の結集記事の問題（井 上）

第一、我等從是人。了了問修妒路阿毘曇集。如是白。（大正 23, p.448b）

これに対して『雜事』における阿難の結集参加について、大迦葉は、阿難はいまだ学地にあることを知っていたため、まず「行水人」に指名する⁸⁾。

【資料 5】復有說云我等諸人。悉皆證得阿羅漢果。唯阿難陀獨居學地。又此具壽世尊在日親為侍者。於佛法藏普能受持。果未圓備此欲如何。迦攝波曰。若如是者作簡擇法。恐餘學人情生不忍。可為方便應差慶喜作行水人。餘人自去。大衆言善爾時具壽大迦攝波。對大衆前告阿難陀曰。汝能為衆作行水人不。彼答言能。（大正 24, p.404c）

以上のようにまず阿羅漢でない阿難を最初から五百人の中に入れたため、周囲を気遣い、方便として行水人にするという。阿難もこれを受諾する。これは『雜事』のみの記述である。この後、結集場所が決まり、開催直前に、大迦葉が阿尼盧陀（アヌルッダ）に命じて阿難の心を見させた結果、やはり学地にあるとの報告を受け、次のように考える。

【資料 6】時迦攝波即便觀察。此阿難陀為是慰喻調伏。為須呵責調伏。見彼乃是以呵責言方可調伏。即於衆中喚阿難陀。汝宜出去。今此勝衆不應共爾同為結集。（大正 24, p.404c）

ここで大迦葉は阿難の結集参加を決めながら、意図的に阿難に立ち去るように言う。そのように言われた阿難は自分に違犯はなかったと反論する。それに対して大迦葉は次のように述べる。

【資料 7】汝親侍佛。云何破見戒威儀正命者何成希有。云於僧伽無違犯者。可起把籌我出其過令汝自知。（大正 24, p.404c）

このように述べた後、『雜事』は「阿難の罪の叱責」を経て阿難を阿羅漢にしてから結集を行う。この阿難の罪の叱責の目的も『十誦律』とは異なる。

7. 『十誦律』と『雜事』の阿難の罪：いわゆる「阿難の罪」はどの結集記事にも例外なく記されているため、記事構成には外せなかった要素と考えられる。上述のように『雜事』では、「阿難の罪の叱責」は阿難を阿羅漢にするという目的を有している。一方『十誦律』では、阿難が阿羅漢にならないまま結集し、結集終了後にこの阿難の罪を配置する。つまり『十誦律』は阿難の罪と阿羅漢果獲得に関連性を持たせていない。まず『雜事』の阿難の罪は、①女人出家②仏に延命請わず（『雜事』『涅槃經』部分にあり）③譬喩の別説⁹⁾（『雜事』のみが記す罪。阿難の言い訳なし）④衣を踏んでねじる⑤水を与えず（『雜事』『涅槃經』部分にあり）⑥小々戒聞かず⑦仏の陰部を女人にさらす⑧女人に仏の体を見せて涙で汚させた。以上の八項目である。次に『十誦律』は、①小々戒聞かず（これが阿難の罪叱責のきっかけになる）②仏に延命請わず③衣を踏む④水を与えず⑤女人出家⑥仏の

陰部を女人にさらす。以上の六項目である。上述のように『雜事』の阿難の罪の目的は明確であるが、『十誦律』の目的は明確ではない。『涅槃經』の文言を使用し、小々戒（微細戒）不問の罪から始まる。

【資料 8】長老阿難。偏袒右肩長跪叉手。白大德摩訶迦葉。我面從佛聞受是語。佛言。我般涅槃後。若僧一心和合。籌量放捨微細戒。摩訶迦葉答。阿難。汝從佛問不。何名微細戒。一心和合放捨。阿難答。大德不問。迦葉言。汝應當了了問。何名微細戒。僧一心和合而放捨此戒。長老阿難。汝若不問佛。汝得突吉羅罪。是汝當如法懺悔。莫覆藏。（大正 23, p.449b）

このように『涅槃經』を前提に阿難の小々戒不問が問責される。しかし、『雜事』は小々戒不問の罪に関して『涅槃經』を前提とした記述になっていない。

【資料 9】汝復有過。如世尊說。我令苾芻半月半月說別解脫經所有小隨小戒。我於此中欲有放捨。令苾芻僧伽得安樂住故。汝既不問。未知此中何者名為小隨小戒。今無問處此欲如何。（大正 24, p.405b）

下線の記述は『雜事』の『涅槃經』部分には記されていない。また特に仏涅槃時の文言とは言えない。次に『十誦律』『雜事』ともにこの問責の後に言い訳をする。『十誦律』は次のような言い訳をする。

【資料 10】我不輕戒故不問。是時佛欲滅度。我心愁悶故不問。（大正 23, p.449b）

このように仏が滅度しようとしていて、阿難が愁えていたという言葉からも『涅槃經』が前提になっていることがわかる。しかし『雜事』は異なる。

【資料 11】今且說說四波羅市迦法。十三僧伽伐尸沙法。二不定法。三十泥薩祇波逸底迦法。九十波逸底迦法。四波羅底提舍尼法。衆多學法。除斯以外名小隨小戒。有說云。從四他勝乃至四對說法。餘名小隨小戒。有說云。從四他勝乃至九十墮罪。餘名小隨小。有說。從初乃至三十。餘名小隨小。有說。從初乃至二不定。餘名小隨小。有說。唯四他勝。餘名小隨小。時諸苾芻悉皆不知。何者為小隨小。於此中間外道聞已。遂得其便作如是語。沙門喬答摩大為限齊。身存之日聲聞弟子教法全行。及其命終火燒已後教法隨滅。所有禁戒愛者即留。不愛便捨。多不奉行。汝何不為未來衆生請問世尊。由是合得追悔之罪。阿難陀答言。大德。我無餘心。而不請問。但為爾時離背如來生大憂苦。報言。此亦是過。汝親侍佛。豈可不知諸行無常。而生憂惱斯成大過。此是第六過可更下一籌（大正 24, p.405b）

以上の資料は小々戒が何であるかの議論がなされている。そして大迦葉は、阿難が世尊に問わなかったことを叱責している。そして阿難は「その時…大憂苦を生じていた」故に問わなかったと言う。この「爾時」が如来涅槃時であったかどうかは明確ではない。つまり『十誦律』に比して『涅槃經』が背後にあるか否かの判断はできない。この小々戒に関する記述は第一結集記事において重要な要素

(204)

十誦律の結集記事の問題（井 上）

であるが、「阿難の罪」に小々戒不問を加えない結集記事も存在する。『大智度論』に記される声聞の結集（第一結集）記事がそれに相当する。

8. 『大智度論』の第一結集記事：『大智度論』は二種の律について記している。

【資料12】一者摩偷羅國毘尼含阿波陀那本生有八十部。二者罽賓國毘泥除却本生阿波陀那。但取要用作十部。（大正 25, 756c）

この二つ目の本生阿波陀那を除いたものが『十誦律』であり、もう一方は『根本有部律』であると考えられている¹⁰⁾。『大智度論』は声聞の結集として第一結集のみを記す¹¹⁾。そこで集められた仏典は転法輪經であり、『十誦律』と『雜事』に一致する¹²⁾ため、『大智度論』は有部系の第一結集記事を知っていたと言える。しかし、これまで見てきたように『十誦律』と『雜事』では第一結集記事の内容や構成が異なる。『大智度論』は、結集の人数が千人であること等、細部では相違が見られるものの、記事の内容と構造はほぼ『雜事』に一致する。以下に『大智度論』の第一結集記事の構成を挙げる。

①仏の後を追って涅槃に入る阿羅漢続出。法存続の危機②諸天が大迦葉に仏法建立を要望する③大迦葉が阿羅漢の後追い涅槃を止める④千人を選び、王舎城を結集場所とする（阿難を含む）⑤大迦葉、阿闍世王に結集時の食を給仕を求める⑥阿難に対する呵責、阿難結集参加を懇願⑦阿難の罪の叱責¹³⁾⑧憍梵波提に律を結集するように要請するが、仏、舍利弗、目連の涅槃を知り、双神変で涅槃に入る（上記『雜事』③に相当）⑨阿難阿羅漢になる⑩三蔵の結集

以上が『大智度論』結集記事の構成である。④の千人という人数と阿難の罪の数を除き、結集の動機が暴言比丘でなく天の要請になっている点など『雜事』にしかない記述で一致する。以上から『大智度論』の第一結集記事は現存『十誦律』ではなく『雜事』の記事と同等のものを採用したと言える。

まとめ：以上、有部系律蔵『十誦律』と『雜事』における第一結集記事の相違点を検討した。まず『十誦律』第二結集記事が、『十誦律』「滅諍犍度」部分に従わずに成立していることを出発点とした。そしてどの第一結集記事にも記載され、各部派独自の構成が見られる「結集の動機」「阿難の指名」「阿難の罪」の構成の相違から考えると、両律の第一結集記事は個別に成立したと考えられる。一方、『雜事』と『大智度論』の第一結集記事は同系統と言える。『大智度論』は羅什が訳し、訳出年代は402年から405年であり、『十誦律』の訳が終了するのと同時期である。『雜事』は義浄訳（710年）であるので、羅什の方が先に『雜事』と同様の第一結集記事を知っていたことになる。『大智度論』が訳された時期には有

部系の『十誦律』と『根本有部律』の二つがあったことも『大智度論』の記述から読み取れる。また『大智度論』には『十誦律』からの引用もあり、龍樹は『十誦律』を知っていたとの指摘もある¹⁴⁾。また有部所属の『薩婆多部毘尼摩得勒伽』の両結集記事を見ると、第一結集記事については、ただ三蔵の結集があったというを示すのみであるが、第二結集記事については、明らかに『十誦律』に一致する¹⁵⁾。しかし、近年この『薩婆多部毘尼摩得勒伽』は『十誦律』と『根本有部律』の両要素を有するという指摘がなされている¹⁶⁾。また『高僧伝』によると、羅什は、卑摩羅叉から『十誦律』の戒を受けて出家したこと¹⁷⁾、『十誦律』の訳出は、羅什の単独訳ではなく、弗若多羅や曇摩流支との共訳で一度終了していること、それらの点からすると、『十誦律』の五十八巻までの訳出が終了した段階で、両結集記事がなかったとは考えにくい。以上から、有部系統の第一結集記事は異なる二種が伝わっており、『十誦律』がどのような理由で現行の第一結集記事を採用したのかについては、尚慎重な検討を要する問題である。

-
- 1) 『摩訶僧祇律』は十事自体の記述がない。 2) 大正 50, p.333. 3) 『大智度論』について、翻訳にせよ、改編にせよ、羅什が関わったことに疑義は出されていない。 4) 第二結集記事と「滅諍健度」の関係について、拙稿 [2010]「第二結集記事と滅諍健度の断事人」『印度学佛教学研究』58 (2) で論じた。 5) 大正 23, p.445c. 6) 『雜事』の『涅槃經』部分には暴言比丘は登場する（大正 24, p.401a）が、結集記事では触れられていない。 7) 平川彰 [1981]「仏滅後の教団における阿難の位置」『佛教研究』10. 8) 食事の時に浄水を施す者。 9) 佐藤密雄氏はこの罪に関して、この律が『大智度論』の摩偷羅国の譬喩ある律蔵に相当するという。佐藤密雄 [1963]『原始佛教教団の研究』（山喜房）p.827. 10) 佐藤密雄 [1963] p.85. 11) 大智度初品總說如是我聞釋論（大正 25, pp.66a-70b）。 12) 他に轉法輪經を集めたとする結集記事はない。 13) 『大智度論』の阿難の罪は次のようになる。①煩惱の非滅尽②女人出家③水を与えず④延命を請わず⑤衣を踏む⑥仏の陰部を女人にさらす。 14) 国訳一切經律部五、『十誦律』解題参照。 15) この点は、拙稿 [2007]「『毘尼母經』結集記事について」『印度学佛教学研究』55 (2) で論じた。 16) 岸野亮示 [2008]「『薩婆多部毘尼摩得勒伽』は『十誦律』の注釈書か？」『印度学仏教学研究』56 (2)。 17) 大正 50, 331a, 羅什の生涯について、横超慧日 諏訪義純 [1982]『羅什』（大蔵出版）に詳しい。

〈キーワード〉 『十誦律』, 『根本説一切有部律』, 『大智度論』, 結集, 鳩摩羅什
(龍谷大学非常勤講師, 博士 (文学))